

宮古島市障害者相談支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

宮古島市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、宮古島市地域生活支援事業実施要綱（平成28年告示第71号）の規定に基づき、原則として市内に住所を有する障害者及び障害児、難病患者等（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができよう、当該事業を委託することとして、その委託にあたり予め事業者を選定する必要があるため公募型プロポーザルを実施する。

2 委託事業の内容

(1) 業務名

宮古島市障害者相談支援事業

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

障害者等に係る一般的な相談支援。詳細は別紙「宮古島市障害者相談支援事業業務委託仕様書」の通り。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、会計年度 8, 268, 384円

3年の総額24, 805, 152円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とする。

(5) 事務局

宮古島市福祉部障がい福祉課 基幹相談支援センター

住所 〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

TEL (0980) - 73 - 1975

FAX (0980) - 79 - 7832

担当者 勝連 健治

メールアドレス k.kenji@city.miyakojima.lg.jp

3 参加条件

参加する者は以下に示す各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 参加の申込み日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 参加の申込み日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込み日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始がなされていない者であること。
- (4) 参加の申込み日において、自己の不渡手形又は不渡り小切手により、銀行当座取引を

停止されていない者であること。

- (5) 参加の申込み日において、国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務に関して、主たる事業所等を沖縄県内に有する者であること。
- (7) 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者の指定を受けていること。
- (8) 宮古島市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。

4 プロポーザルに係る日程等

募集開始（実施要領等配布）	令和8年1月19日（月）
質問書の受付	令和8年1月19日（月）～1月26日（月）12:00 必着
質問の回答	令和8年1月21日（水）
企画書提出	令和8年1月19日（月）～2月13日（金）15:00 必着
審査会	令和8年2月25日（水）
審査会結果通知	令和8年3月初旬

5 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出方法

提出書類は次の表（1）、表（2）のとおりとし、用紙は、A4判の企画で製本（ファイル等で綴る）し提出すること。

（1）参加申込書及び提出書類（正本1部、副本1部を提出すること）

①参加申込書	2部	任意様式 *公印を押印すること
②誓約書	2部	様式1
③決算書	2部	直近1期分
④登記事項証明書または登記簿謄本	2部	
⑤納税証明書	2部	国税、県税、市町村税分

（2）企画提案書及び提出書類（正本1部、副本7部を提出すること）

①企画提案書	8部	任意様式
②企画提案に係る誓約書	8部	様式2
③障害福祉事業実施状況報告書	8部	様式3
④事業実績報告書	8部	様式4
⑤実施計画書	8部	様式5－1～様式5－4
⑥見積書	8部	様式6

（3）提出期限及び提出場所は以下の通りとする。

- ア 提出期限 令和8年2月13日（金）15:00まで
- イ 提出場所 2（5）に同じ
- ウ 提出方法 持参（土日・祝日除く）

6 質問の受付と回答

（1）受付について

- ① 受付期間 募集開始日から令和8年1月26日（月）12:00まで

- ② 受付場所 2 (5) に同じ。
- ③ 受付方法 質問票（様式7）に記入の上、持参又は FAX 及びメールのいずれかの方法で提出すること。電話による問い合わせには応じない。

FAX (0980) - 79 - 7832

メールアドレス fs.syougai@city.miyakojima.lg.jp

(2) 回答について

前記(1)の質問に対する回答は、ホームページに掲載する。

7 審査

(1) プレゼンテーション審査について

① 実施日

令和8年2月25日（水）

② 実施場所

宮古島市役所 2階会議室②

③ 出席者

本プロポーザルに関する責任者及び本事業に従事する予定者を含む3名以内。

(2) 評価基準

評価項目		視点
運営にかんすること	① 障害者等相談事業に対する考え方	障害者相談支援の制度を理解し、それに沿った支援の考え方を示しているか。
	② 専門的な指導・助言、人材育成	職員資質向上のための取組について示されているか。
	③ 欠員の対応	欠員した場合の補充案が具体的に示されているか。
	④ 24時間の対応	時間外・休日等の連絡体制が示されているか。
	⑤ 関係機関との連携	相談支援に当たり、関係機関との連携・共通認識を図る方法が示されているか。
	⑥ 基幹相談支援センターとの連携	基幹相談支援センターとの協働の方法について示されているか。
	⑦ 特定相談支援事業との連携	特定相談支援事業所への支援を行う意識があるか。支援体制について示されているか。
	⑧ 自立支援協議会との連携	地域の課題・ニーズ把握・解決に向けた意識があり、方法等が示されているか。
	⑨ 個人情報の取り扱い	個人ファイルの管理が適切に行われるか。
	⑩ トラブルの未然防止	丁寧な制度説明や対応について、心がけているか。
	⑪ トラブル発生時の対応	対応方法が明確化されているか。

8 選定方法

審査については、宮古島市障害者相談支援事業業務委託業者選定委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

- ① 委員会において選定基準に示す項目ごとに採点し、高い評価をした者（4カ所以内）を委託事業者として選定する。
- ② 評価が同じ者が2人以上いる場合には、見積書の金額が安価な方を選定する。
- ③ 評価及び見積もり額が同じ者が2人以上いる場合にはクジ引きで決める。

9 選定結果の通知

選定結果は、全ての申込み者に文書にて通知する。

10 契約の方法

- (1) 委託事業者として選定された者と随意契約を行う。
- (2) 別紙「宮古島市障害者相談支援事業業務委託仕様書」は、本業務の最低要件水準を示したものであり、特定された内容については、全ての契約書にその内容を記載し、その履行を確保することとする。
- (3) 委託事業者として選定された事業者が正当な理由無く契約を締結しないときは、その決定を取り消す。

11 その他

- (1) 申請書の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類等の差し替え及び再提出は認めない。提出された書類等について、虚偽の記載を行い、その他不正な行為をした場合には、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (4) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、委員会の委員の選任後から本契約の案件の受託決定までの間において、本契約案件に関して直接、間接を問わず、自らを有利にまたは他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (5) 決定の前後を問わず、他者への妨害行為が報告された際には、調査を実施し、妨害行為が確認された際には、参加資格を失うことがある。
- (6) 参加申込後に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式8）を作成し、提出すること。